

「労働者協同組合法」制定運動の 過程で感じたこと

たかはし
高橋 ひとし
均

●元連合副事務局長・元中央労福協事務局長

画期的な法律が誕生した ～はじめに

「出資」・「意見反映（経営）」・「従事（労働）」を基本原理とする新しい協同組合法が制定、施行された。高齢者・児童・障がい者等の福祉事業、子育て・保育事業をはじめ地域社会において有用な事業を行いながら、これまで法的根拠がないために、NPO法人や企業組合として活動せざるを得なかったのだが、晴れて協同組合として生まれ変わることになる。労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ）やワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）を中心に40年にもわたる法制定運動の積み重ねがあったからこそこの法律が作られたのであり、決してその逆ではないということをもまずは銘記しておきたい。

この法律は「雇用によらない働き方」を認知するという、それだけで画期的なものなのだが、それだけではない。明治以来、所管の行政官庁の認可を得なければ設立できなかった日本の協同組合法で初めて「準則（届出）」で設立できるようになったのだ。

連合本部、中央労福協に在籍中から多少なりと

もこの運動に関わってきた立場から、その過程で感じてきたこと、労働組合に期待することなどを記してみたい。

労働組合には理解できなかった 「協同労働」という働き方

日本の就業者数6,785万人のうち9割以上の6,100万人は、どこかの企業・団体に雇われて働き、賃金を得て生活することにいささかの疑問も持っていない「雇用労働者」である。筆者も同様に、たまたま入社した中堅の旅行会社の給料が低く生活できなかったために、仲間と労働組合を結成しただけのことだった。それは50年前の当時も今も変わらない。

そのため、雇用労働者にとっては、自ら出資し、意見を述べ（経営）、従事する（働く）という「雇われない労働」はそもそも想像がつかないものであった。雇用労働者を組織している単組・産別・ナショナルセンターにとっても同様に、「雇用によらない働き方＝協同労働」はおよそ理解の外だったのである。

「経営者で労働者というのは論理矛盾だ。それは最低賃金法の適用を免れながら雇用保険の適用

を受けたいという都合のいい主張だ！」といった誤った理解が流布され、労働組合は連合系・全労連系を問わず無視するか反対する向きが強かった。

加えて、日本の労働組合は、戦後労働運動の分立の歴史を反映してか、いまだにその運動をリードする団体の出自を問う傾向がある。特にこの法制定運動を中心的に担っていたワーカーズコープの出自が失業対策事業からスタートした全日本自由労働組合（全日自労）であったことから、何やらうさん臭い団体だという思い込みがその背景にあったのである。

ところが、法律が制定・施行され、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課に労働者協同組合理業室が出来、ポスターを作り各県に対して積極的な周知活動を始めると、これまで見向きもしなかったばかりか反対していた労働界が急に翼賛的な態度をとるようになった。ようやく気づいてくれたのなら結構なことではあるけれど、単にお上^{じやう}が認めたから鵜呑みにして信用するのであれば、それは自主・自立した労働組合としては決して褒められた態度ではないということだけは指摘しておきたいと思う。

笹森清連合会長の登場 ～法制定前史

ここで、筆者も関わった法制定に至る前史に触れておこう。

暦は2002年5月20日に遡る。大内力東大名誉教授が会長を務める「協同労働の協同組合法早期制定をめざす市民会議（法制化市民会議）」主催の集會に、当時連合会長だった笹森が出席し、「労働団体も地域で活動する人と手を携え、変わらなければ。超党派の立法が必要だ。協力を約束したい」と挨拶したのだ。とはいえ、他の労働組合の役員同様、当時の笹森に「協同労働」についての

確たる理解があったわけではない。雇用された労働者で組織される労働組合の役員にとって、出資し経営もしながら自らも働くという「雇用によらない働き方」の具体的な姿がつかめていなかったからである。その後、笹森は、現場を見せてくれと精力的にワーカーズコープの事業所に足を運んでいく。その一つ、手作り豆腐を作る愛菜（あいさい）深谷工房を訪れた時のことだ。忙しそうに作業している数人の女性に「社長はどなたですか」、全員が「はい」と手を挙げたというのだ。立ち上げ資金をみんなで持ち寄り、みんなで相談しながら働いているのだが、悩みは「法人格がないので、工房の場所を借りるのも、電話の契約も個人名になる」ことを聞いた瞬間、労働者協同組合の実際の姿と新しい法律による法人格の必要性がストンと腹に落ちた、と笹森は後に語っている。

労働者協同組合法の必要性を瞬時に掴み取った笹森の動きは早かった。2007年7月、「法制化市民会議」の代表に就くと、与野党の国会議員への説得に歩いたのである。そして、2008年2月、超党派77人の国会議員が出席して「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足することになる。会長には、厚生労働大臣時代に「働く者の協同組織についての法整備は、最終的なとりまとめ中。今しばらくご猶予を」と国会答弁していた公明党の坂口力衆議院議員が就任。会長代行に仙谷由人（民主党）衆議院議員、幹事長には長勢甚遠（元法務大臣：自民党）衆議院議員という強力な布陣だった。

しかし、協同労働は、従来の就業規則や労働協約に基づいて働く雇用労働とは異なり、日本には馴染みがないことから、法案の作成は難航する。直後の衆議院選挙で民主党が圧勝し政権交代が起きたため、あらたな議員を加えて議員連盟が再編され、より具体的な法案作りが進められた。こうして、2010年4月の議員連盟総会で「協同労働の

協同組合法案（仮称）・要綱（案）」が確認され、正式に各党での検討が始まったのである。ところが、翌年3月に東日本大震災が発生、議論は先送りされてしまう。そのうえ、震災から3か月後の6月4日、法制化の先頭に立っていた笹森が道半ばにして他界したのである。笹森が亡くなったこともあり、議員連盟と法制化市民会議の活動は事実上休止状態に陥ってしまった。

ようやく2017年3月、政府与党内に「協同労働の法制化に関するワーキングチーム」が設置され、休止状態だった議員連盟の活動も2017年4月に「協同組合振興研究議員連盟」に引き継がれ、一体となって今回の議員立法に結びついたのである。思えば、20年の長い道のりだった。

100年も前に大杉栄が提起していた「共同資本と共同労働」論

ところで、日本での労働者協同組合というべき考え方は、1897（明治30）年に徳富蘇峰が「共同会社」という名前で紹介しているのが初出だと思われる（国民の友95号）。「資本家と労役者、その利害を並行せしむる」方法として、「労役者自身が少数の資本を出して、以て互に共同して営業を為すもその一つなり」と書かれている。労働者協同組合論の萌芽といえようか。

その後、1919（大正8）年には思想家・労働運動家大杉栄が「労働者協同組合」に言及している。ちょうど100年前の1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災、その直後の9月16日、大杉が妻と甥とともに、憲兵隊司令部で甘粕正彦大尉らに虐殺されたことはよく知られている（甘粕事件）。その大杉が「労働運動家鈴木文治論」、「賀川豊彦論」で二人を批判しているのだが、その中に注目すべき記述がある（新聞「労働運動」1919

年～20年）。曰く「資本と労働は協力調和というよりもむしろ一致融和すべきものである。しかしこの関係は資本家と労働者との関係ではない。この二つの関係はまったく別々のものである」と。鈴木や賀川にはその区別がないために資本家と労働者の調和＝労使協調論になるのだと批判しているのだ。しからば、大杉のいう資本と労働の一致融和とは何を指しているのか。「いっさいの社会問題、いっさいの労働問題は、資本と労働との分割に帰因する。したがって、そのもっとも徹底した解決法は、この分割の廃止、すなわち共同資本と共同労働とになければならない」と書いている。大杉栄は何と100年も前に「協同労働」という働き方を展望していたのだった。

大杉の協同労働の構想は100年の時を経て、やっと実践の時代に向けて動き出したのである。

協同組合の準則主義を考える ～認可から届け出へ

さて、この法律の画期的なことは、これまで認可を得なければ設立できなかった日本の協同組合法で初めて「準則（届出）」で設立できるようになったことであると冒頭に述べた。

日本の協同組合法は、ドイツの協同組合法を参考に1900（明治33）年に制定された「産業組合法」が嚆矢である。日清戦争後の不況で人口の8割を占める農民や職人の生活が疲弊し、社会の不安定化を恐れた明治政府がその生活向上をはかるためのツールとして政府主導で制定したものだ。当時は知識人の間からも貧富の格差が広がり続ける無制約の競争社会を抑制しようという動きが起きていた時代である。当時それは社会主義政策として危険視されていたため、議会では産業組合法は「社会主義を蒔くのか」と糾問されている。そ

のためか、参考にしたドイツの協同組合法では「準則（届出）」で設立できるにもかかわらず、国が認可・監督・解散権を持つ「認可主義」が採られ、いつでも監視できるようにしたのである。そして、戦後のすべての協同組合法には産業組合法の認可主義が引き継がれている。だから、この法律も他の協同組合法制と同様「認可」主義が採られるのではないか、そこを突破するのはかなり難しいのではないかと筆者は危惧していたのである。

ところが、2006年の公益法人制度改革で一般社団・財団法人がこれまでの認可から準則に転換され、非営利法人については届け出だけで簡単に設立できるようになった。そのためか、法制定に当たって、このことはほとんど話題にならずに「準則（届出）」主義が採用されたのである。筆者にとっては嬉しい誤算だった。しかし、認可で設立された他の協同組合陣営から、自らの組織が認可主義で設立されているのを、この際問題視しようという動きが全く起こらなかったのである。そればかりか、「国から認可されていることは、お墨付きを得ることになる、箔がつくので信用が増す」という声さえ聞こえてきたのには驚きを通り越してあきれてしまった。

認可主義が協同組合陣営にどのような影響を与えるのか、近年の農協バッシングを見ればよく分かる。農協の運営に問題があるのであれば、組合員である農家が自分たちで自主的・民主的に解決すべきなのであって、なぜ組合員でもない政府が偉そうに「全中を一般社団に、全農を株式会社にしろ」と言えるのか。それは、認可・解散権限を政府が握っているからに他ならない。準則主義で設立された会社に対して「お前の会社を改革しろ、さもなくば解散だ」などとは言えないのである。認可と準則では天と地ほどの開きがあるのだ。

今すぐ準則主義への転換は展望できないかもし

れないが、主体的・自主性を標榜する協同組合陣営として問題意識は持ち続けて欲しいと思う。

労働組合の支援に期待する

では今後、雇用労働者で組織している労働組合や既存の協同組合陣営は、労働者協同組合との関係をどのように作っていけばいいのだろうか。

その一つは、労働組合や既存の協同組合の持つ人的資源、財政的資源を労働者協同組合やNPO団体などの行うさまざまな社会的事業・活動の支援に当てることではないかと思う。

それにはこんな事情がある。今日の労働者協同組合連合会やワーカーズコレクティブなどが実際に展開している事業は、高齢者介護、コミュニティセンターや高齢者福祉センターなど公共施設の管理・運営、保育園・学童クラブ・児童館など子育て支援、若者や障がい者・失業者などの就労支援含め、地域社会のすべての市民・労働者に対する支援事業がその柱となっている。ところがその財源は主に行政からの低い委託料収入なので、運営上常に厳しさが付きまわっているのだ。そもそも、こうした分野は地域コミュニティに欠かせない公益に資する事業であるにもかかわらず、十分な利益が見込めないがゆえに民間資本が参入しない事業分野なのである。

もちろん、行政からの委託事業以外の独自事業、例えば総菜や弁当の配食サービス、サービス付き高齢者住宅の運営、住宅街の居場所づくり、さらには耕作放棄地の再生や自伐型林業など一次産業も含めて様々な分野での地域社会に役立つ仕事起こしにも挑戦し、成果を上げつつある。しかし、事業運営上の厳しさは変わらない。

こうした事業を継続していく困難さは、これまでさまざまな社会事業を行ってきたNPO団体や

市民団体にも共通している。

そんなときこそ、労働組合の出番で、そのための人的・財政的支援に乗り出して欲しいと思うのだ。

労働組合の強みは、その豊富な財政的資源にある。連合総研の調査によると、組合員一人当たりの月額組合費は約5,000円、1年間におよそ5,000億円、労働組合の闘争積立金の総額もおよそ1兆円と推計される。また、労働金庫から労働組合に支払われている出資・利用配当金は年額約60億円、こくみん共済coop《全労済》からの事務手数料は100億円もある。こうした組合費や闘争積立金の利息の一部、出資配当・利用配当、事務手数料の一部を公益のために拠出することを、是非とも考えてもらいたいと思う。

それを実現した具体例がある。昨年、設立70年を迎えた新潟労金が、県内の労働組合と相談して通常の利用配当とは別に5億円の特別利用配当を実施し、それを県内の所得の低い家庭の高校生向けの「奨学金」支援に充てようとしたのである。そしていったん特別利用配当金を受け取った県内1,700の労働組合からの寄付を募ったのだ。所得の低い家庭の高校生100人に返済義務のない月額

1万円の奨学金を3年間支給しようという計画で、最大300人分を今後10年間継続するためには3億6千万円の財源が必要だと呼びかけたのだった。その結果、多くの労働組合が賛同し、寄付額は既に4億円を超え、今年4月からスタートさせている。難しいことではない、リーダーがやろうと決意して組合員に提案すれば、組合員は理解してくれるのだ。

これはほんの一例だが、労働組合や既存の協同組合陣営はこれまでも人権・福祉・環境・平和など社会的に有用な活動を行うNPO団体や市民団体に寄付をして支援してきている。最近では、国連のSDGs行動指針に基づいて、誰一人取り残さないという方針を掲げてはいるものの、その前に立ちはだかるのが財源の壁である。こうした支援の手をさらに労働者協同組合の諸事業にも広げていって欲しいのだ。

公益組織で始まった労働組合がその財源の一部を公益に使うことを全国的に広げていくなら、近年とみに影が薄くなったと言われる労働組合の存在感と信頼が飛躍的に増すことは間違いないと思う。

労働組合幹部の英断を期待している。